

4. Column③：【離婚問題】不貞相手を訴えたい！⑤ 争点

今回は、他方配偶者に不倫・浮気をされてしまった方が、「不貞相手を訴えたい！」と思ったときにご留意いただきたいことをお伝えします。

離婚問題サイト ▶ <http://rikon.nagasesogo.com>

● 慰謝料請求の争点

争点③ 既婚者とは知らなかった

不倫・不貞行為に及んだ相手方に対する慰謝料請求の法的根拠は不法行為責任にありますが（民法709条、710条）、不法行為責任が成立するためには、加害行為者に故意又は過失があることが必要です。

言い換えれば、婚姻関係が不貞行為当時破綻していると信じていたのであれば、故意又は過失がなく、不法行為責任が成立しないこととなります。

この点、不貞に及んだ第三者としては、他方配偶者が既婚者である以上、安易に不貞関係に入らないように注意すべきであり、無過失と認めるためには、婚姻関係が破綻しているとの他方配偶者の言葉を信用しただけでは足りず、他方配偶者の言葉を裏付ける根拠があることが必要であるとされています（判例タイムズ No1278・53頁）。

不貞行為当時から「夫婦仲が冷えきっている」との主張

実務では、不貞相手に対して慰謝料請求をすると、不貞相手から「付き合っている当時から”夫婦仲が冷えきっている”と聞かされていたので、既に婚姻関係が破綻していると思っていた」という弁解がされることあります。

この場合の過失の判断ですが、不貞相手としては、他方配偶者が既婚者であることを認識している以上、安易に不貞関係に入らないように注意すべきであり、過失がないとは容易には認められない傾向にあります。

不貞行為の途中から既婚者であることを知ったとの主張

他方配偶者と関係を持った当初は既婚者であることを知らなかったものの、不貞関係を続けている最中に、相手方が既婚者であることを認識したというケースもあります。

この場合、既婚者であることを認識したにもかかわらず、不貞関係を続けるのであれば、継続した不貞行為に対して不法行為責任が成立することになります。

一方、既婚者であることを認識した後は不貞関係をやめた場合には、不法行為責任が成立しないこととなります。

不倫・不貞をされた側は、まずは不貞相手に対し、他方配偶者との不貞行為をやめるよう通知を送付すべきといえます。

通知書を送付することで、その後も他方配偶者との関係を継続するのであれば、故意による不貞行為であると立証しやすくなる上、通知書を送付した後の不貞関係自体が別の不法行為に該当すると主張することも考えられるためです。

不貞相手に対する慰謝料請求では、様々な反論がなされることも少なくありません。

実際に慰謝料請求をする場合には、相手方の反論も予想して対応を講じていく必要があります。



争点④ 消滅時効

第4の争点は、不貞行為に対する消滅時効が完成しているかどうかという問題です。

不法行為責任は、「損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する」（民法724条）と規定されています。したがって、不貞行為を知ってから3年以上経過した後に慰謝料請求をする場合には、消滅時効が完成していることとなります。

もっとも、仮に不貞行為を行われたことが3年以上前に発覚し、消滅時効が完成したとしても、不貞行為が原因で離婚することになった場合、離婚に伴う精神的苦痛に対する慰謝料は別に発生することになるため、離婚に伴う慰謝料については認められることとなります。したがって、消滅時効の問題は、不貞行為をされた結果、夫婦が離婚したかどうかによって、以下のように整理することができます。

離婚に至っていない場合

1 訴え提起より3年以上前に不貞が終了していた場合

消滅時効は、不貞行為を知ってから3年で完成するところ、この場合には、すでに消滅時効が完成していることとなります。

したがって、不貞行為に対する慰謝料請求権はすべて時効によって消滅することとなります。

2 訴え提起時点でも不貞行為が継続中の場合

消滅時効は完成しておらず、不貞行為に対する慰謝料請求権は認められることとなります。

3 訴え提起前3年以内に不貞が終了していた場合

消滅時効は完成しておらず、不貞行為に対する慰謝料請求権は認められることとなります。

離婚に至った場合

1 訴え提起より3年以上前に不貞が終了していた場合

消滅時効は、不貞行為を知ってから3年で完成するところ、この場合には、すでに消滅時効が完成していることとなります。したがって、慰謝料請求権はすべて時効によって消滅することとなります。

但し、不貞行為に対する慰謝料請求は消滅時効が完成しているとしても、離婚に伴う慰謝料請求については、離婚によって生じた損害であることから、離婚時に損害を知ったことになり、消滅時効は離婚時から進行することとなります。したがって、離婚に伴う慰謝料請求については消滅時効が完成していないために認められることとなります。

2 訴え提起時点でも不貞行為が継続中の場合

消滅時効は完成しておらず、不貞行為に対する慰謝料請求権は認められることとなります。また、前記のとおり、離婚に伴う慰謝料請求も消滅時効が完成していないために認められることとなります。

なお、実際に慰謝料を請求する場合には、不貞行為に対する慰謝料と離婚に伴う慰謝料を別々に請求するのではなく、合わせて請求し、慰謝料額に反映させることとなります。

3 訴え提起前3年以内に不貞が終了していた場合

消滅時効は完成しておらず、不貞行為に対する慰謝料請求権は認められることとなります。

また、前記のとおり、離婚に伴う慰謝料請求も消滅時効が完成していないために認められることとなります。

以上が不倫・不貞相手に対する慰謝料請求の争点④「消滅時効」に関する解説となります。

不貞行為における慰謝料請求における消滅時効のポイントは、消滅時効の起算点と、不貞行為に対する慰謝料と離婚に伴う慰謝料は区別すること、の2点となります。

仮に、不貞行為を知った時期が3年以上前であるとしても、結果として離婚することになった場合には、離婚に伴う慰謝料請求は認められる余地があります。不貞行為をされた側が慰謝料請求をする場合には、不貞行為が発覚した時期がいつなのかも注意する必要があります。